

福岡県公報

令和五年七月十四日
第四百十四号
増刊
①

目次

規則(第三十一号)

○福岡県漁業調整規則の一部を改正する規則

(漁業管理課)……………一

規則

福岡県漁業調整規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和五年七月十四日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県規則第三十一号

福岡県漁業調整規則の一部を改正する規則

福岡県漁業調整規則(令和二年福岡県規則第六十二号)の一部を次のように改正する。

一 第四条第一項中「第一号、第八号、第十号、第十七号、第十八号及び第二十一号」を「第一号から第三号まで、第十号、第十二号、第十九号、第二十号及び第二十三号」に改め、第二十三号を第二十五号とし、第十五号から第二十二号までを二号ずつ繰り下げ、同項第十四号中「第六号」を「第八号」に改め、同号を同項第十六号とし、同項第十三号中「限る」を「限る。」に改め、同号を同項第十五号とし、同項第十二号を第十四号とし、第十一号を第十三号とし、同項第十号中「第十二号」を「第十四号」に改め、同号を同項第十二号とし、同項第九号を第十一号とし、第八号を第十号とし、同項第七号中「第九号」を「第十一号」に改め、同号を同項第九号とし、同項第六号を第八号とし、第二号から第五号までを二号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の二号を加える。

二 あわび漁業 海面においてあわびをとることを目的とする漁業(第二十一号に掲げる潜水器漁業を除く。)

三 なまこ漁業 海面においてなまこをとることを目的とする漁業(小型機船底びき網漁業及び第二十一号に掲げる潜水器漁業を除く。)

第四条第二項及び第八条第一項中「第二号から第十九号」を「第四号から第二十一号」に改める。

第十五条第一項第一号中「第二十三号」を「第二十五号」に改める。

第二十一条第一項の表中「おちのり網漁業」を「あわび漁業、なまこ漁業、おちのり網漁業」に改める。

第三十八条第一項の表中第十二号を削り、第十三号を第十二号とし、第十四号から第二十二号までを一号ずつ繰り上げ、第二十三号を削り、第二十四号を第二十二号とし、第二十五号から第三十八号までを二号ずつ繰り上げ、同条第二項中「第二十四号から第三十八号」を「第二十二号から第三十六号」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第三十八条の改正規定は、令和五年九月一日から施行する。